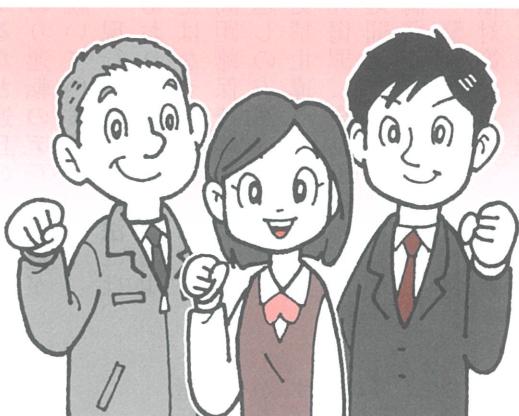


監督署の窓

脳・心臓疾患の発症防止に二次健康診断給付制度の活用を!



り除くことに企業はもつと目を向けるべきです。

労災保険の給付は、業務や通勤に起因して被った負傷、疾病や死亡に対して事後的に行なわれるものですが、唯一、予防のための給付として「二次健康診断給付」があります。

この給付制度の目的は、脳・心臓疾患のリスクを有する者の発症を少しでも防止するところにあります。

労働時間の抑制と健康管理の二つの側面から発症を防止しようとするものです。そこで、今回は「二次健康診断給付」について紹介したいと思います。

2、二次健康診断給付の内容
測定による特定保健指導となります。

二次健康診断は、具体的には次の検査を行います。

①空腹時血糖値検査、②空腹時血中脂質検査、③ヘモグロビンA1c検査、④負荷心電図検査または胸部超音波検査（心エコー検査）のいずれか一方の検査、⑤頸部超音波検査（頸部エコー検査）、⑥微量アルブミン尿検査

測定

また、特定保健指導は、具体的には次の指導を行います。

- ①栄養指導、②運動指導、③生活指導

これら二次健康診断給付を受けるためには、「二次健康診断給付請求書」に一次健康診断の結果の写しなどを添えて、労災病院や都道府県労働局長が指定する病院・診療所に一次健康診断を受けた日から3か月以内に受診していただく必要があります。

本年4月1日から時間外労働の上限規制（中小企業は来年4月から）、年次有給休暇の取得義務化がスタートしました。今後、労働者の労働時間は厳しく管理され、長時間労働は抑制されて、いわゆる過労死は減少していくものと思われます。

愛知労働局の平成28年度から平成30年度までの脳・心臓疾患の労災請求件数は、51件から40件、30件へと減少し、支給決定件数も15件から10件、13件と推移して減少傾向となっています。少しずつではありますが、企業の長時間労働

に対する考え方が変化していることを裏付ける統計結果となっています。しかしながら、脳梗塞や心筋梗塞といった疾病発症の原因は、長時間労働だけではなく、自己の健康管理も重要なことです。

忘れてはなりません。見えないリスクへの対応は、どうしても後手後手に回ってしまうのが現状ではないでしょうか。労働者は企業に利益をもたらしてくれる資源であり、長い時間をかけて育成した人的資源を失うことは、企業にとっても大きな痛手となります。だとすれば、そのリスクを取

1、二次健康診断給付の要件

労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断（一次健康診断）の結果、次のすべての検査項目に異常所見があると診断されたときに受けることができます。

名古屋北監督署のダイヤルイン
監督係（方面）<052>961-8653
安全衛生課<052>961-8654
労災課<052>961-8655